明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

限定承認公告

本籍大阪府高槻市赤大路町一八五番地、最後の住所大阪府高槻市赤大路町一三番一号
被相続人　亡　東　正巳

右被相続人は平成二十一年二月六日死亡し、その相続人は平成二十二年四月三十日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月十八日
大阪市北区西天満六丁目一番二号千代田ビル別館九階
相続財産管理人弁護士　内本奈緒子

株式交換公告

当社（甲）は、ミサワホーム北海道株式会社（乙、住所　北海道札幌市白石区東札幌二条六丁目八番一号）を当社の完全子会社とする株式交換を行うことにいたしました。

効力発生日は平成二十二年六月二十一日であり、この株式交換は会社法第七九六条第三項に基づき、同法第七九五条第一項に定める株主総会の承認を得ずに行います。

この株式交換に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

平成二十二年五月十八日
東京都新宿区西新宿二丁目四番一号
ミサワホーム株式会社
代表取締役　竹中　宣雄

株式交換公告

当社（甲）は、東北ミサワホーム株式会社（乙、住所　宮城県仙台市日の出町三丁目七番三三号）を当社の完全子会社とする株式交換を行うことにいたしました。

効力発生日は平成二十二年六月二十一日であり、この株式交換は会社法第七九六条第三項に基づき、同法第七九五条第一項に定める株主総会の承認を得ずに行います。

この株式交換に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

平成二十二年五月十八日
東京都新宿区西新宿二丁目四番一号
ミサワホーム株式会社
代表取締役　竹中　宣雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条第一項に基づき、優先資本金の額を八億八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表は平成二十一年七月二十三日付け官報の号外第一五四号一一三頁に掲載されています。

平成二十二年五月十八日
東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ウラノスアセット特定目的会社
取締役　横山　公一

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金六億五千万円減少し、金二百二十八億三千四百万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十二年六月十九日であり、社員総会の決議は平成二十二年五月十二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年四月十四日
掲載頁　九十三頁（号外第八十一号）
平成二十二年五月十八日
東京都港区虎ノ門五丁目三番二〇号仙石山アネックス麻布愛和会計内
日本インダストリアル特定目的会社
取締役　細山　勝男

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を金六億五千万円減少して金二百二十八億三千四百万円とし、発行済A号優先出資三億三千百五十万口及び発行済B号優先出資三億一千八百五十万口を消却することにいたしました。当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年六月十九日までに当社にご提出ください。

平成二十二年五月十八日
東京都港区虎ノ門五丁目三番二〇号仙石山アネックス麻布愛和会計内
日本インダストリアル特定目的会社
取締役　細山　勝男

訂正公告

平成二十二年三月二十六日（号外第六十四号）掲載の左記会社に係る合併公告（枠組）中、効力発生日「平成二十二年四月二十八日」とあるは「平成二十二年六月十九日」に、「（乙）木村刺繍工業有限会社」とあるは「（乙）木村刺繍有限会社」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

平成二十二年五月十八日
群馬県前橋市粕川町膳五六三番地五
（甲）ジェンコテキスタイル株式会社
代表取締役　木村　博之
群馬県前橋市粕川町膳甲五一五番地
（乙）木村刺繍工業有限会社
代表取締役　木村　悦次

訂正公告

平成二十一年二月四日（号外第二十一号）掲載の株式会社モンシェールに係る宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告中、③「代表清算人佐藤清」とあるは「代表取締役　佐藤清」の誤りつき訂正します。

平成二十二年五月十八日
東京都港区芝五丁目八番一号
芝税務署長　財務事務官　木村　直人

取消公告

平成二十二年二月五日（号外第二十四号）掲載のディスカバリー・プラス株式会社に係る宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告は誤りであったため取り消します。

平成二十二年五月十八日
東京都港区芝五丁目八番一号
芝税務署長　財務事務官　木村　直人

正　誤

ページ	段	行	誤	正
六三	一	二二	一二一・八	一二五・四
〃	〃	〃	一四〇七	一四二・八
〃	〃	〃	一五一七―〇七	一五一七―〇七
〃	〃	〃	一九一・八	一九一・八
〃	〃	〃	二二〇七	二二〇七
〃	〃	〃	二二一七―〇七	二二一七―〇七
〃	〃	終りから	一八一・七	一四二・八
〃	二	一	一六〇九―〇九	一六〇九―〇九
〃	〃	二	一五一六―五六	一五一六―五六
〃	〃	三	一一・七	一一・七
〃	〃	四	九〇九―〇九	九〇九―〇九
〃	〃	五	八一六―五六	八一六―五六
〃	〃	六	一二一・八	一二五・四
〃	〃	七	一四〇七	一四二・八
〃	〃	八	一五一七―〇七	一五一七―〇七
〃	〃	九	一九一・八	一九一・八
〃	〃	一〇	二二〇七	二二〇七
〃	〃	一一	二二一七―〇七	二二一七―〇七
〃	〃	終りから	一八一・七	一四二・八
〃	三	一	一六〇九―〇九	一六〇九―〇九
〃	〃	二	一五一六―五六	一五一六―五六
〃	〃	三	一一・七	一一・七
〃	〃	四	九〇九―〇九	九〇九―〇九
〃	〃	五	八一六―五六	八一六―五六
〃	〃	六	一二一・八	一二五・四
〃	〃	七	一四〇七	一四二・八
〃	〃	八	一五一七―〇七	一五一七―〇七
〃	〃	九	一九一・八	一九一・八
〃	〃	一〇	二二〇七	二二〇七
〃	〃	一一	二二一七―〇七	二二一七―〇七
〃	〃	終りから	一八一・七	一四二・八
〃	四	一	一六〇九―〇九	一六〇九―〇九
〃	〃	二	一五一六―五六	一五一六―五六
〃	〃	三	一一・七	一一・七
〃	〃	四	九〇九―〇九	九〇九―〇九
〃	〃	五	八一六―五六	八一六―五六
〃	〃	六	一二一・八	一二五・四
〃	〃	七	一四〇七	一四二・八
〃	〃	八	一五一七―〇七	一五一七―〇七
〃	〃	九	一九一・八	一九一・八
〃	〃	一〇	二二〇七	二二〇七
〃	〃	一一	二二一七―〇七	二二一七―〇七
〃	〃	終りから	一八一・七	一四二・八
〃	五	一	一六〇九―〇九	一六〇九―〇九
〃	〃	二	一五一六―五六	一五一六―五六
〃	〃	三	一一・七	一一・七
〃	〃	四	九〇九―〇九	九〇九―〇九
〃	〃	五	八一六―五六	八一六―五六
〃	〃	六	一二一・八	一二五・四
〃	〃	七	一四〇七	一四二・八
〃	〃	八	一五一七―〇七	一五一七―〇七
〃	〃	九	一九一・八	一九一・八
〃	〃	一〇	二二〇七	二二〇七
〃	〃	一一	二二一七―〇七	二二一七―〇七
〃	〃	終りから	一八一・七	一四二・八
〃	六	一	一六〇九―〇九	一六〇九―〇九
〃	〃	二	一五一六―五六	一五一六―五六
〃	〃	三	一一・七	一一・七
〃	〃	四	九〇九―〇九	九〇九―〇九
〃	〃	五	八一六―五六	八一六―五六
〃	〃	六	一二一・八	一二五・四
〃	〃	七	一四〇七	一四二・八
〃	〃	八	一五一七―〇七	一五一七―〇七
〃	〃	九	一九一・八	一九一・八
〃	〃	一〇	二二〇七	二二〇七
〃	〃	一一	二二一七―〇七	二二一七―〇七
〃	〃	終りから	一八一・七	一四二・八
〃	七	一	一六〇九―〇九	一六〇九―〇九
〃	〃	二	一五一六―五六	一五一六―五六
〃	〃	三	一一・七	一一・七
〃	〃	四	九〇九―〇九	九〇九―〇九
〃	〃	五	八一六―五六	八一六―五六
〃	〃	六	一二一・八	一二五・四
〃	〃	七	一四〇七	一四二・八
〃	〃	八	一五一七―〇七	一五一七―〇七
〃	〃	九	一九一・八	一九一・八
〃	〃	一〇	二二〇七	二二〇七
〃	〃	一一	二二一七―〇七	二二一七―〇七
〃	〃	終りから	一八一・七	一四二・八
〃	八	一	一六〇九―〇九	一六〇九―〇九
〃	〃	二	一五一六―五六	一五一六―五六
〃	〃	三	一一・七	一一・七
〃	〃	四	九〇九―〇九	九〇九―〇九
〃	〃	五	八一六―五六	八一六―五六
〃	〃	六	一二一・八	一二五・四
〃	〃	七	一四〇七	一四二・八
〃	〃	八	一五一七―〇七	一五一七―〇七
〃	〃	九	一九一・八	一九一・八
〃	〃	一〇	二二〇七	二二〇七
〃	〃	一一	二二一七―〇七	二二一七―〇七
〃	〃	終りから	一八一・七	一四二・八
〃	九	一	一六〇九―〇九	一六〇九―〇九
〃	〃	二	一五一六―五六	一五一六―五六
〃	〃	三	一一・七	一一・七
〃	〃	四	九〇九―〇九	九〇九―〇九
〃	〃	五	八一六―五六	八一六―五六
〃	〃	六	一二一・八	一二五・四
〃	〃	七	一四〇七	一四二・八
〃	〃	八	一五一七―〇七	一五一七―〇七
〃	〃	九	一九一・八	一九一・八
〃	〃	一〇	二二〇七	二二〇七
〃	〃	一一	二二一七―〇七	二二一七―〇七
〃	〃	終りから	一八一・七	一四二・八
〃	一〇	一	一六〇九―〇九	一六〇九―〇九
〃	〃	二	一五一六―五六	一五一六―五六
〃	〃	三	一一・七	一一・七
〃	〃	四	九〇九―〇九	九〇九―〇九
〃	〃	五	八一六―五六	八一六―五六
〃	〃	六	一二一・八	一二五・四
〃	〃	七	一四〇七	一四二・八
〃	〃	八	一五一七―〇七	一五一七―〇七
〃	〃	九	一九一・八	一九一・八
〃	〃	一〇	二二〇七	二二〇七
〃	〃	一一	二二一七―〇七	二二一七―〇七
〃	〃	終りから	一八一・七	一四二・八
〃	一一	一	一六〇九―〇九	一六〇九―〇九
〃	〃	二	一五一六―五六	一五一六―五六
〃	〃	三	一一・七	一一・七
〃	〃	四	九〇九―〇九	九〇九―〇九
〃	〃	五	八一六―五六	八一六―五六
〃	〃	六	一二一・八	一二五・四
〃	〃	七	一四〇七	一四二・八
〃	〃	八	一五一七―〇七	一五一七―〇七
〃	〃	九	一九一・八	一九一・八
〃	〃	一〇	二二〇七	二二〇七
〃	〃	一一	二二一七―〇七	二二一七―〇七
〃	〃	終りから	一八一・七	一四二・八
〃	一二	一	一六〇九―〇九	一六〇九―〇九
〃	〃	二	一五一六―五六	一五一六―五六
〃	〃	三	一一・七	一一・七
〃	〃	四	九〇九―〇九	九〇九―〇九
〃	〃	五	八一六―五六	八一六―五六
〃	〃	六	一二一・八	一二五・四
〃	〃	七	一四〇七	一四二・八
〃	〃	八	一五一七―〇七	一五一七―〇七
〃	〃	九	一九一・八	一九一・八
〃	〃	一〇	二二〇七	二二〇七
〃	〃	一一	二二一七―〇七	二二一七―〇七
〃	〃	終りから	一八一・七	一四二・八
〃	一三	一	一六〇九―〇九	一六〇九―〇九
〃	〃	二	一五一六―五六	一五一六―五六
〃	〃	三	一一・七	一一・七
〃	〃	四	九〇九―〇九	九〇九―〇九
〃	〃	五	八一六―五六	八一六―五六
〃	〃	六	一二一・八	一二五・四
〃	〃	七	一四〇七	一四二・八
〃	〃	八	一五一七―〇七	一五一七―〇七
〃	〃	九	一九一・八	一九一・八
〃	〃	一〇	二二〇七	二二〇七
〃	〃	一一	二二一七―〇七	二二一七―〇七
〃	〃	終りから	一八一・七	一四二・八
〃	一四	一	一六〇九―〇九	一六〇九―〇九
〃	〃	二	一五一六―五六	一五一六―五六
〃	〃	三	一一・七	一一・七
〃	〃	四	九〇九―〇九	九〇九―〇九
〃	〃	五	八一六―五六	八一六―五六
〃	〃	六	一二一・八	一二五・四
〃	〃	七	一四〇七	一四二・八
〃	〃	八	一五一七―〇七	一五一七―〇七
〃	〃	九	一九一・八	一九一・八
〃	〃	一〇	二二〇七	二二〇七
〃	〃	一一	二二一七―〇七	二二一七―〇七
〃	〃	終りから	一八一・七	一四二・八
〃	一五	一	一六〇九―〇九	一六〇九―〇九
〃	〃	二	一五一六―五六	一五一六―五六
〃	〃	三	一一・七	一一・七
〃	〃	四	九〇九―〇九	九〇九―〇九
〃	〃	五	八一六―五六	八一六―五六
〃	〃	六	一二一・八	一二五・四
〃	〃	七	一四〇七	一四二・八
〃	〃	八	一五一七―〇七	一五一七―〇七
〃	〃	九	一九一・八	一九一・八
〃	〃	一〇	二二〇七	二二〇七
〃	〃	一一	二二一七―〇七	二二一七―〇七
〃	〃	終りから	一八一・七	一四二・八
〃	一六	一	一六〇九―〇九	一六〇九―〇九
〃	〃	二	一五一六―五六	一五一六―五六
〃	〃	三	一一・七	一一・七
〃	〃	四	九〇九―〇九	九〇九―〇九
〃	〃	五	八一六―五六	八一六―五六
〃	〃	六	一二一・八	一二五・四
〃	〃	七	一四〇七	一四二・八
〃	〃	八	一五一七―〇七	一五一七―〇七
〃	〃	九	一九一・八	一九一・八
〃	〃	一〇	二二〇七	二二〇七
〃	〃	一一	二二一七―〇七	二二一七―〇七
〃	〃	終りから	一八一・七	一四二・八
〃	一七	一	一六〇九―〇九	一六〇九―〇九
〃	〃	二	一五一六―五六	一五一六―五六
〃	〃	三	一一・七	一一・七
〃	〃	四	九〇九―〇九	九〇九―〇九
〃	〃	五	八一六―五六	八一六―五六
〃	〃	六	一二一・八	一二五・四
〃	〃	七	一四〇七	一四二・八
〃	〃	八	一五一七―〇七	一五一七―〇七
〃	〃	九	一九一・八	一九一・八
〃	〃	一〇	二二〇七	二二〇七
〃	〃	一一	二二一七―〇七	二二一七―〇七
〃	〃	終りから	一八一・七	一四二・八
〃	一八	一	一六〇九―〇九	一六〇九―〇九
〃	〃	二	一五一六―五六	一五一六―五六
〃	〃	三	一一・七	一一・七
〃	〃	四	九〇九―〇九	九〇九―〇九
〃	〃	五	八一六―五六	八一六―五六
〃	〃	六	一二一・八	一二五・四
〃	〃	七	一四〇七	一四二・八
〃	〃	八	一五一七―〇七	一五一七―〇七
〃	〃	九	一九一・八	一九一・八
〃	〃	一〇	二二〇七	二二〇七
〃	〃	一一	二二一七―〇七	二二一七―〇七
〃	〃	終りから	一八一・七	一四二・八
〃	一九	一	一六〇九―〇九	一六〇九―〇九
〃	〃	二	一五一六―五六	一五一六―五六
〃	〃	三	一一・七	一一・七
〃	〃	四	九〇九―〇九	九〇九―〇九
〃	〃	五	八一六―五六	八一六―五六
〃	〃	六	一二一・八	一二五・四
〃	〃	七	一四〇七	一四二・八
〃	〃	八	一五一七―〇七	一五一七―〇七
〃	〃	九	一九一・八	一九一・八
〃	〃	一〇	二二〇七	二二〇七
〃	〃	一一	二二一七―〇七	二二一七―〇七
〃	〃	終りから	一八一・七	一四二・八
〃	二〇	一	一六〇九―〇九	一六〇九―〇九
〃	〃	二	一五一六―五六	一五一六―五六
〃	〃	三	一一・七	一一・七
〃	〃	四	九〇九―〇九	九〇九―〇九
〃	〃	五	八一六―五六	八一六―五六
〃	〃	六	一二一・八	一二五・四
〃	〃	七	一四〇七	一四二・八
〃	〃	八	一五一七―〇七	一五一七―〇七
〃	〃	九	一九一・八	一九一・八
〃	〃	一〇	二二〇七	二二〇七
〃	〃	一一	二二一七―〇七	二二一七―〇七
〃	〃	終りから	一八一・七	一四二・八
〃	二一	一	一六〇九―〇九	一六〇九―〇九
〃	〃	二	一五一六―五六	一五一六―五六
〃	〃	三	一一・七	一一・七
〃	〃	四	九〇九―〇九	九〇九―〇九
〃	〃	五	八一六―五六	八一六―五六
〃	〃	六	一二一・八	一二五・四
〃	〃	七	一四〇七	一四二・八
〃	〃	八	一五一七―〇七	一五一七―〇七
〃	〃	九	一九一・八	一九一・八
〃	〃	一〇	二二〇七	二二〇七
〃	〃	一一	二二一七―〇七	二二一七―〇七
〃	〃	終りから	一八一・七	一四二・八
〃	二二	一	一六〇九―〇九	一六〇九―〇九
〃	〃	二	一五一六―五六	一五一六―五六
〃	〃	三	一一・七	一一・七
〃	〃	四	九〇九―〇九	九〇九―〇九
〃	〃	五	八一六―五六	八一六―五六
〃	〃	六	一二一・八	一二五・四
〃	〃	七	一四〇七	一四二・八
〃	〃	八	一五一七―〇七	一五一七―〇七
〃	〃	九	一九一・八	一九一・八
〃	〃	一〇	二二〇七	二二〇七
〃	〃	一一	二二一七―〇七	二二一七―〇七
〃	〃	終りから	一八一・七	一四二・八
〃	二三	一	一六〇九―〇九	一六〇九―〇九
〃	〃	二	一五一六―五六	一五一六―五六
〃	〃	三	一一・七	一一・七
〃	〃	四	九〇九―〇九	九〇九―〇九
〃	〃	五	八一六―五六	八一六―五六
〃	〃	六	一二一・八	一二五・四
〃	〃	七	一四〇七	一四二・八
〃	〃	八	一五一七―〇七	一五一七―〇七
〃	〃	九	一九一・八	一九一・八
〃	〃	一〇	二二〇七	二二〇七
〃	〃	一一	二二一七―〇七	二二一七―〇七
〃	〃	終りから	一八一・七	一四二・八
〃	二四	一	一六〇九―〇九	一六〇九―〇九
〃	〃	二	一五一六―五六	一五一六―五六
〃	〃	三	一一・七	一一・七
〃	〃	四	九〇九―〇九	九〇九―〇九
〃	〃	五	八一六―五六	八一六―五六
〃	〃	六	一二一・八	一二五・四
〃	〃	七	一四〇七	一四二・八
〃	〃	八	一五一七―〇七	一五一七―〇七
〃	〃	九	一九一・八	一九一・八
〃	〃	一〇	二二〇七	二二〇七
〃	〃	一一	二二一七―〇七	二二一七―〇七
〃	〃	終りから	一八一・七	一四二・八
〃	二五	一	一六〇九―〇九	一六〇九―〇九
〃	〃	二	一五一六―五六	一五一六―五六
〃	〃	三	一一・七	一一・七
〃	〃	四	九〇九―〇九	九〇九―〇九
〃	〃	五	八一六―五六	八一六―五六
〃	〃	六	一二一・八	一二五・四
〃	〃	七	一四〇七	一四二・八
〃	〃	八	一五一七―〇七	一五一七―〇七
〃	〃	九	一九一・八	一九一・八
〃	〃	一〇	二二〇七	二二〇七
〃	〃	一一	二二一七―〇七	二二一七―〇七
〃	〃	終りから	一八一・七	一四二・八
〃	二六	一	一六〇九―〇九	一六〇九―〇九
〃	〃	二	一五一六―五六	一五一六―五六
〃	〃	三	一一・七	一一・七
〃	〃	四	九〇九―〇九	九〇九―〇九
〃	〃	五	八一六―五六	八一六―五六
〃	〃	六	一二一・八	一二五・四
〃	〃	七	一四〇七	一四二・八
〃	〃	八	一五一七―〇七	一五一七―〇七
〃	〃	九	一九一・八	一九一・八
〃	〃	一〇	二二〇七	二二〇七
〃	〃	一一	二二一七―〇七	二二一七―〇七
〃	〃	終りから	一八一・七	一四二・八
〃	二七	一	一六〇九―〇九	一六〇九―〇九
〃	〃	二	一五一六―五六	一五一六―五六
〃	〃	三	一一・七	一一・七
〃	〃	四	九〇九―〇九	九〇九―〇九
〃	〃	五	八一六―五六	八一六―五六
〃	〃	六	一二一・八	一二五・四
〃	〃	七	一四〇七	一四二・八
〃	〃	八	一五一七―〇七	一五一七―〇七
〃	〃	九	一九一・八	一九一・八
〃	〃	一〇	二二〇七	二二〇七
〃	〃	一一	二二一七―〇七	二二一七―〇七
〃	〃	終りから	一八一・七	一四二・八
〃	二八	一	一六〇九―〇九	一六〇九―〇九
〃	〃	二	一五一六―五六	一五一六―五六
〃	〃	三	一一・七	一一・七
〃	〃	四	九〇九―〇九	九〇九―〇九
〃	〃	五	八一六―五六	八一六―五六
〃	〃	六	一二一・八	一二五・四
〃	〃	七	一四〇七	一四二・八
〃	〃	八	一五一七―〇七	一五一七―〇七
〃	〃	九	一九一・八	一九一・八
〃	〃	一〇	二二〇七	二二〇七
〃	〃	一一	二二一七―〇七	二二一七―〇七
〃	〃	終りから	一八一・七	一四二・八
〃	二九	一	一六〇九―〇九	一六〇九―〇九
〃	〃	二	一五一六―五六	一五一六―五六
〃	〃	三	一一・七	一一・七
〃	〃	四	九〇九―〇九	九〇九―〇九
〃	〃	五	八一六―五六	八一六―五六
〃	〃	六	一二一・八	一二五・四
〃	〃	七	一四〇七	一四二・八
〃	〃	八	一五一七―〇七	一五一七―〇七
〃	〃	九	一九一・八	一九一・八
〃	〃	一〇	二二〇七	二二〇七
〃	〃	一一	二二一七―〇七	二二一七―〇七
〃	〃	終りから	一八一・七	一四二・八
〃	三〇	一	一六〇九―〇九	一六〇九―〇九
〃	〃	二	一五一六―五六	一五一六―五六
〃	〃	三	一一・七	一一・七
〃	〃	四	九〇九―〇九	九〇九―〇九
〃	〃	五	八一六―五六	八一六―五六
〃	〃	六	一二一・八	一二五・四
〃	〃	七	一四〇七	一四二・八
〃	〃	八	一五一七―〇七	一五一七―〇七
〃	〃	九	一九一・八	一九一・八
〃	〃	一〇	二二〇七	二二〇七
〃	〃	一一	二二一七―〇七	二二一七―〇七
〃	〃	終りから	一八一・七	一四二・八
〃	三一	一	一六〇九―〇九	一六〇九―〇九
〃	〃	二	一五一六―五六	一五一六―五六
〃	〃	三	一一・七	一一・七
〃	〃	四	九〇九―〇九	九〇九―〇九
〃	〃	五	八一六―五六	八一六―五六
〃	〃	六	一二一・八	一二五・四
〃	〃	七	一四〇七	一四二・八
〃	〃	八	一五一七―〇七	一五一七―〇七
〃	〃	九	一九一・八	一九一・八
〃	〃	一〇	二二〇七	二二〇七
〃	〃	一一	二二一七―〇七	二二一七―〇七
〃	〃	終りから	一八一・七	一四二・八
〃	三二	一	一六〇九―〇九	一六〇九―〇九
〃	〃	二	一五一六―五六	一五一六―五六
〃	〃	三	一一・七	一一・七
〃	〃	四	九〇九―〇九	九〇九―〇九
〃	〃	五	八一六―五六	八一六―五六
〃	〃	六	一二一・八	一二五・四
〃	〃	七	一四〇七	一四二・八
〃	〃	八	一五一七―〇七	一五一七―〇七
〃	〃	九	一九一・八	一九一・八
〃	〃	一〇	二二〇七	二二〇七
〃	〃	一一	二二一七―〇七	二二一七―〇七
〃	〃	終りから	一八一・七	一四二・八
〃	三三	一	一六〇九―〇九	一六〇九―〇九
〃	〃	二	一五一六―五六	一五一六―五六
〃	〃	三	一一・七	一一・七
〃	〃	四	九〇九―〇九	九〇九―〇九
〃	〃	五	八一六―五六	八一六―五六
〃	〃	六	一二一・八	一二五・四
〃	〃	七	一四〇七	一四二・八
〃	〃	八	一五一七―〇七	一五一七―〇七
〃	〃	九	一九一・八	一九一・八
〃	〃	一〇	二二〇七	二二〇七
〃	〃	一一	二二一七―〇七	二二一七―〇七
〃	〃	終りから	一八一・七	一四二・八
〃	三四			